

2026年全日本ラリー選手権統一規則

下線部：変更箇所

2026年規則	2025年規則
<p style="text-align: center;">2026年JAF全日本ラリー選手権統一規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p>第1条 競技会特別事項 本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第1章の各項目を明記すること。 また、特別規則の内容は本統一規則の内容に相反したり、また重複しないこと。</p> <p>○競技会の定義および組織 <u>2026年JAF全日本ラリー選手権第○戦「[競技会の名称]」</u>は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、<u>2026年日本ラリー選手権規定</u>、<u>2026年全日本ラリー選手権統一規則</u>、<u>ラリー競技開催規定</u>および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。</p> <p>○プログラム 1～5（略） 6. 審査委員会の日時および場所： 7～12（略）</p> <p>○競技会の名称 <u>2026年JAF全日本ラリー選手権第○戦 ○○ラリー2026</u></p> <p>○競技の格式 JAF公認：国内競技 JAF公認番号<u>2026年</u>○○○○号</p> <p>○競技種目（略）</p> <p>○開催日程および開催場所 <u>2026年</u>○月○日（○）～○月○日（○）の○日間 （以下略）</p> <p>○競技会本部（HQ）～○参加申込および問い合わせ先（大会事務局）（略）</p> <p>○クルー及び参加車両の変更 <u>クルー及び参加車両の変更</u>については、<u>ラリー競技開催規定細則：スペシャルス</u></p>	<p style="text-align: center;">2025年JAF全日本ラリー選手権統一規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p>第1条 競技会特別事項 本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第1章の各項目を明記すること。 また、特別規則の内容は本統一規則の内容に相反したり、また重複しないこと。</p> <p>○競技会の定義および組織 <u>2025年JAF全日本ラリー選手権第○戦「[競技会の名称]」</u>は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、<u>2025年日本ラリー選手権規定</u>、<u>2025年全日本ラリー選手権統一規則</u>、<u>ラリー競技開催規定</u>および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。</p> <p>○プログラム（略） 1～5（略） 6. <u>第一回</u>審査委員会の日時および場所： 7～12（略）</p> <p>○競技会の名称 <u>2025年JAF全日本ラリー選手権第○戦 ○○ラリー2025</u></p> <p>○競技の格式 JAF公認：国内競技 JAF公認番号<u>2025年</u>○○○○号</p> <p>○競技種目（略）</p> <p>○開催日程および開催場所 <u>2025年</u>○月○日（○）～○月○日（○）の○日間 （以下略）</p> <p>○競技会本部（HQ）～○参加申込および問い合わせ先（大会事務局）（略）</p>

テージラリー開催規定第1章第6条に従うこと。

○保険

2026年日本ラリー選手権規定第18条に基づき、対人賠償保険または共済等（無制限／〇〇〇万円以上）および搭乗者保険または共済等（無制限／〇〇〇万円以上）に加入していること。

[※上記金額を決定し明記すること]

○音量規制～○レッキの実施方法（略）

○タイヤおよびホイール

装着するタイヤ・ホイールは、全日本ラリー選手権統一規則第6条に従うこと。また、本競技会で使用できるタイヤの本数は〇〇本までとする。

○保険

2025年日本ラリー選手権規定第18条に基づき、対人賠償保険（無制限／〇〇〇万円以上）および搭乗者保険（または共済等）（無制限／〇〇〇万円以上）に加入していること。

[※上記金額を決定し明記すること]

○音量規制～○レッキの実施方法（略）

○タイヤおよびホイール

装着するタイヤ・ホイールは、車両のクラス区分に従って定められる下記の最大直径および最大幅とする。

1) ホイール

クラス1（JN-1）：FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第260、261条801項に従うこと

クラス2（JN-2）：最大直径 18インチ 最大幅 8.5インチ

※2026年より、最大直径18インチ 最大幅8インチとする。

クラス3（JN-3）：最大直径 18インチ 最大幅 7.5インチ

クラス4（JN-4）：最大直径 18インチ 最大幅 7.5インチ

クラス5（JN-5）：最大直径 18インチ 最大幅 7インチ

環境対応クラス（JN-X）：最大幅8インチ

2) タイヤ

本競技会で使用できるタイヤの本数は、〇〇本までとする。

[※1. 舗装（アスファルト、ターマック等）スペシャルステージとして認定された競技会の場合、以下の条文を追記すること]

クラス1（JN-1）：最大幅リム/タイヤの組み立て品の幅は9インチとし、直径650ミリ以下とする。

クラス2（JN-2）：最大幅 245ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

※2026年より最大幅は235ミリ、直径650ミリ以下とする。

クラス3（JN-3）：最大幅 225ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

クラス4（JN-4）：最大幅 225ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

クラス5（JN-5）：最大幅 215ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

環境対応クラス（JN-X）：最大幅 235ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

※「ミリ」は「ミリメートル（mm）」のことをいう

※JAFは予告期間をもって変更する権利を留保する。

[※1. 競技会で使用できる最大本数の算出方法]

- ・舗装（アスファルト、ターマック等）スペシャルステージにおける最大本数は、その距離に関わらず一律10本とする。
- ・未舗装（グラベル等）スペシャルステージの距離が50km～100km未満の場合、12本とし、以降25km未満毎に2本追加（例：100km～125km未満、125km～150km未満）。
- ・積雪（氷結路面を含む）スペシャルステージの距離が50km～100km未満の場合、8本とし、以降25km未満毎に2本追加（例：100km～125km未満、125km～150km未満）。

[※2. 以下の条文を記載すること。]

- ・本競技会では、使用する全てのタイヤのサイドウォールに競技車両番号をマーキングする。併せてスペアタイヤについては、トレッド面にもマーキングを施すものとする。なお、当該競技会中における未使用のタイヤについては、技術委員長の許可を得ることにより、新たにマーキングされた他のタイヤへ交換が許される

○セレモニアルスタート／フィニッシュ（略）

○タイムコントロール（略）

○スペシャルステージ

1)～2) (略)

3) スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第3章第29条6. に従って行う。

[※スタート灯火信号を使用する場合は、故障時の対応も含め詳細を細則5. にて記載すること]

・クラス1（JN-1）に限りFIA公認タイヤ、またはこれと同等な公道走行が認められている一般市販タイヤとする。FIA公認ターマックタイヤに対するタイヤカットは自由とする。使用済みのタイヤへのカットは不可とする。

・下記事項を満たしたタイヤを使用すること。

ただし、下記（1）による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。

（1）タイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。

（2）当該縦溝はトレッドウェアインジケータ（スリップサイン）が出るまで維持されていること。

[※2. 競技会で使用できる最大本数の算出方法]

- ・舗装（アスファルト、ターマック等）スペシャルステージにおける最大本数は、その距離に関わらず一律10本とする。
- ・未舗装（グラベル等）スペシャルステージの距離が50km～100km未満の場合、12本とし、以降25km未満毎に2本追加（例：100km～125km未満、125km～150km未満）。
- ・積雪（氷結路面を含む）スペシャルステージの距離が50km～100km未満の場合、8本とし、以降25km未満毎に2本追加（例：100km～125km未満、125km～150km未満）。

[※3. 以下の条文を記載すること。]

- ・本競技会では、使用する全てのタイヤのサイドウォールに競技車両番号をマーキングする。併せてスペアタイヤについては、トレッド面にもマーキングを施すものとする。なお、当該競技会中における未使用のタイヤについては、技術委員長の許可を得ることにより、新たにマーキングされた他のタイヤへ交換が許される。

○セレモニアルスタート／フィニッシュ（略）

○タイムコントロール（略）

○スペシャルステージ

1)～2) (略)

3) スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定25条6. に従って行う。

[※スタート灯火信号を使用する場合は、故障時の対応も含め詳細を細則5. にて記載すること]

4) (略)

○整備作業

1) ~3) (略)

4) ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第3章第17条サービス（整備作業）に該当しないサービスを設ける場合、予めJAFの承認を得たうえで、細則8.に記載すること。

○賞典～○細則 (略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

1) ~5) (略)

6) クルー2名の名前をリアのサイドウインドウ又はその付近に貼付する場合は、ドライバーの名前を上、コ・ドライバーの名前を下にし、エントリーリストに掲載された正式な名前を使用すること。書体や大きさ、貼付位置に関しては、FIA 地域ラリー選手権規則に準じたものとすることが望ましい。

第3条 (略)

第4条 参加資格

第4条 参加申込方法および参加受理

1) (略)

2) 参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名：GR ヤリス、BRZ 等）を入

4) (略)

○整備作業

1) ~3) (略)

4) ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第3章第16条サービス（整備作業）に該当しないサービスを設ける場合、予めJAFの承認を得たうえで、細則8.に記載すること。

○賞典～○細則 (略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

1) ~5) (略)

第3条 (略)

第4条 参加資格

当該年の日本ラリー選手権規定第9条に基づき以下に従うこと。

1) 参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許を取得後、1年以上経過していること。ただし、ドライバーもしくはコ・ドライバーのうち、いずれかが過去に地方ラリー選手権競技会において、2回以上の順位認定を受けた実績がある場合は、この限りではない。

2) 参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、JAF発給の競技運転者許可証を有する者は参加者を兼ねることができる。

3) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な競技運転者許可証の所持者でなければならない。

4) 1台の参加車両に搭乗するクルーは、ドライバーおよびコ・ドライバーの2名とする。

第5条 参加申込方法および参加受理

1) (略)

2) 参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名：ヴェイツ、マチ等）を入れるこ

れること。

3) 組織委員会が参加申込者に対し当該年の日本ラリー選手権規定第 19 条に基づいて参加を拒否した場合、参加料等は返金される。

なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。

4) ～5) (略)

第5条 参加者に対する指示および公示

競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第7条 参加確認

第6条 タイヤ及びホイール

装着できるタイヤ・ホイールは、車両のクラス区分に従って定められる下記の最大直径および最大幅とする。

1) ホイール

クラス 1 (JN-1) : FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 2 6 1 条 8 0 1 項に従うこと

クラス 2 (JN-2) : FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 2 6 0 条 8 0 1 項に従うこと

クラス 3 (JN-3) : 最大直径 18 インチ 最大幅 8 インチ

クラス 4 (JN-4) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7.5 インチ

クラス 5 (JN-5) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7 インチ

環境対応クラス (JN-X) : 最大幅 8 インチ

と。

3) 組織委員会は国内競技規則 4-19 に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付して JAF に報告しなければならない。この場合の参加料等は返金される。

なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。

4) ～5) (略)

第6条 参加者に対する指示および公示

1) 競技会審査委員会は国内競技規則 4-9 および 10-10 に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。

2) 当該競技会に関する公示、JAF が行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。

3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第7条 参加確認

定められた時間内に、参加者、ドライバーおよびコ・ドライバーは、夫々本人が下記の書類を参加確認受付時に提出すること。代理は認められない。

1) ドライバーおよびコ・ドライバーの自動車運転免許証

2) ドライバーおよびコ・ドライバーの競技運転者許可証

3) 競技参加者許可証

2) タイヤ

舗装（アスファルト、ターマック等）スペシャルステージとして認定された競技会の場合、使用できるタイヤは以下を満たすものとする。

クラス1（JN-1）：最大幅リム/タイヤの組み立て品の幅は9インチとし、直径650ミリ以下とする。

クラス2（JN-2）：最大幅リム/タイヤの組み立て品の幅は8インチとし、直径650ミリ以下とする。なお新規クラスの経過措置として、2026年においては最大幅 225ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）とする。

クラス3（JN-3）：最大幅 235ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

クラス4（JN-4）：最大幅 225ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

クラス5（JN-5）：最大幅 215ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

環境対応クラス（JN-X）：最大幅 235ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）

※「ミリ」は「ミリメートル（mm）」のことをいう

※JAFは予告期間をもって変更する権利を留保する。

・クラス1（JN-1）およびクラス2（JN-2）で使用できるタイヤはFIA公認タイヤ、またはこれと同等な公道走行が認められている一般市販タイヤとする。

・FIA公認ターマックタイヤに対するタイヤカットは認められる。ただし、使用済みのタイヤへのカットは不可とする。

・一般的に下記事項を満たしたタイヤを使用すること。

ただし、下記（1）による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。

（1）タイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。

（2）当該縦溝はトレッドウェアインジケータ（スリップサイン）が出るまで維持されていること。

第7条（略）

第8条 車両検査

第8条（略）

第9条 参加確認および車両検査

1. 参加確認：

参加者は、参加確認時に以下の書類を提示すること。

1. ～9. (略)

10. 参加者は、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第3章第17条2.に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て参加車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。

11. (略)

第3章 競技に関する基準規則

第10条 ブリーフィング

第9条 スペシャルステージ

1. スペシャルステージの安全

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

スペシャルステージ内の状況把握および安全管理のためトラッキングの実施を義務付ける。

※トラッキングの定義および推奨基準については、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第1章第1条27) および同規定別添6を参照。

1) 自動車検査証（自動車検査証記録事項および付帯書類等）

2) 自動車損害賠償責任保険証

3) ラリー競技に有効な対人賠償保険および搭乗者保険証（人身傷害、共済等）の加入が確認できる書類等。

4) その他、必要な場合は、「臨時運行許可証（臨時運行許可申請書）」、「自動車カルネおよび登録証書」等。

2. 車両検査：

1) ～9) (略)

10) 参加者は、本規則第3章第14条に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て参加車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。

11) (略)

第3章 競技に関する基準規則

第10条 ブリーフィング

当該年の日本ラリー選手権規定第17条に従う。

第11条 スペシャルステージ

1. スペシャルステージの安全

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

なお、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第28条15. に該当する事象が発生した場合、競技長の指示により赤旗を提示する。

スペシャルステージ内の状況把握および安全管理のためトラッキングの実施を義務付ける。

※トラッキングの定義および推奨基準については、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第1条を参照。

2, (略)

第10条 燃料補給および充電

オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められない。
なお、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項に準拠することが定められた車両についても、当該年の国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章「一般規定」第8条「燃料」の項が適用される、

※J N-1車両へ給油は下記の通りとする。

- ・給油用漏瑚(ジョウゴ)は車載せず、サービス員が給油所まで持参すること。(サービス員とは、競技会に登録している者を指す。)
- ・給油の際は安全上の理由により、サービス員最大2名まで補助することができる。この作業に当たる者は火災のリスクに対して適切な服装で臨まなければならない。最低条件として腕および脚を完全に覆う被服、足を完全に覆う靴(サンダル等不可)で、手袋を着用しなければならない。
- ・なお、サービス員は給油以外のアシストは禁止される。

第11条 リスタート(再出走)

1) ~ 3) (略)

第12条 環境保護

1. 参加者は、自らに割り当てられたサービスパーク内の区画の地面を保護するために、油などを通さないシートを用意し、車両の整備作業を行う場所に敷いて使用しなければならない。
2. 廃棄物の処理はオーガナイザーの指示に従い、大気汚染等も含めて周辺環境の保護には最大限の努力をしなければならない。

第13条 公衆の安全

サービスパークやセレモニアルスタート会場など、競技車両の走行と一般観客の動きが近接する場所においては、オーガナイザーは、可能な限り柵やテープなどで車両と観客の動線を仕切るか、警備・誘導担当者を配置して安全を確保するなどした上で、適切な場合にはホイッスルなどを使用して車両の接近を警告し、安全の確保と円滑な競技運営に努めなければならない。

第14条 競技結果

2. (略)

第12条 燃料補給および充電

オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められない。
なお、本統一規則第2条によりF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項に準拠することが定められた車両についても、当該年の国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章「一般規定」第8条「燃料」の項が適用される。

※J N-1車両へ給油は下記の通りとする。

- ・給油用漏瑚(ジョウゴ)は車載せず、サービス員が給油所まで持参すること。(サービス員とは、競技会に登録している者を指す。)
- ・給油の際は安全上の理由により、サービス員最大2名まで補助することができる。
- ・尚、サービス員は給油以外のアシストは禁止される。

第13条 リスタート

1) ~ 3) (略)

第14条 競技結果

オーガナイザーは各スペシャルステージ終了後に速報タイムを、レグの終了後にはレグ毎の競技成績を、それぞれ発表しなければならない。

競技結果は、スペシャルステージで記録された所要時間とロードセクション、その他で課されたペナルティタイムを合計して決定する。

なお、オーガナイザーは各スペシャルステージ終了後に速報タイムを発表しなければならない。

また、オーガナイザーはレグ毎の競技成績を発表しなければならない。

第15条 リタイヤ

第15条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第4章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第4章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第15条 (略)

第16条 (略)

第5章 賞典

第5章 賞典

第16条 (略)

第17条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第6章 本統一規則の解釈および施行

第6章 本統一規則の解釈および施行

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 罰則

第20条 罰則

1) ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第30条に従う。

2) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

3) 本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第19条 (略)

第21条 (略)

以上

以上